一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字宮沢一八二八の一・一八二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八二八の三、一八二八の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮沢一八二八の一・一八二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年六月二十八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町上岸字大久保七五六、七五七、東藤川字水森二五六四、二五六八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保七五六・七五七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年六月二十八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県島田市身成字庄ケ沢一七六二（次の図に示す部分に限る。）、一七二七の一、一七二八、一七二九、一七六三、一七八四、一七八五の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字庄ケ沢一七二七の一・一七二九・一七六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年六月二十八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町崎平字ヒラト六一七の一の二一、六一七の一の五二から六一七の一の五四まで、字コウサカ七四三の一、千頭字三ツ野裏山南向一三四二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒラト六一七の一の二一・六一七の一の五二・六一七の一の五四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六一七の一の五三、字コウサカ七四三の一（次の図に示す部分に限る。）、字三ツ野裏山南向一三四二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年六月二十八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区龍山町戸倉字猿塚六四一・六六六の二・六六六の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六六六の一、字新栗六四二の二（次の図に示す部分に限る。）、字ハセンド六五〇（次の図に示す部分に限る。）、六五七、六七七、字山ノ神六五一・六五八から六六一まで・六六五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、六六三、六六四、六七四、字地替六五六（次の図に示す部分に限る。）、六八〇、字宮ノ平六七三（次の図に示す部分に限る。）、六七五、六八九、字クルミ六八二・六八三・六八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六七六、六七八、六七九、六八四、字獅子持岩六八八の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿塚六四一・字新栗六四二の二・字山ノ神六五八・字宮ノ平六七三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年六月二十八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字細野字カバ山四二七、四三三、一四四九、一四五一の一、字清水原一三八七の三、一三八七の五、一三九三の二、一三九四、一三九六の一、一三九八の二から一三九八の四まで、一三九八の六、一三九九の二、一四〇二の一、一四〇三の一、一四〇四、一四一六の二、一四一七の一、一四一七の三、一四一八、一四一九の一、一八六七の一三から一八六七の二八まで、一八六七の三〇から一八六七の三七まで、一八六七の三九から一八六七の五〇まで、字宮沢一四二四の一、一四二五から一四四八まで、大字畑沢字東沢七八七の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）